

## 相鉄神田須田町第2ビル 避難安全検証について

当ビルは避難安全検証法（建築基準法施行令第129条の2及び告示第1441号）を採用しており、ご入居の際、建築基準法の避難規定に関する避難安全検証法の基準に順じたレイアウトを計画して頂く必要があります。

つきましては、下記基準を参照の上、レイアウト図等を作成し内装監理室へ提出してください。ご提出いただいた図書を基に避難安全検証法の確認を行います。

### 1. 主なレイアウト基準

- ① 用途は事務所等とする。（店舗等の不特定者が利用する用途は不可）
- ② 内装材は準不燃材、不燃材を使用すること。（下地は不燃材）
- ③ 天井は既存システム天井を利用すること。（既存仕様の変更不可）
- ④ 天井内（天井裏）の改造は一切しないこと。（既存システム天井を利用して排煙機能を確保）
- ⑤ 間仕切を増設する場合は、法令上必要となる防火設備及び換気設備の移設、若しくは増設すること。

### 2. 提出書類（原則、PDFデータで提出）

	図面名称	記載内容
①	平面図（レイアウト図）	>各室の名称 >各室の用途 >各室の面積 >各室の壁寸法および天井高さ >垂れ壁の位置 >什器備品（机、ロッカー、棚等）の配置
②	展開図	>壁上部の欄間の有無、有効寸法（幅、高さ） >扉上部の欄間の有無、有効寸法（幅、高さ） >垂れ壁（幅、高さ） <div style="text-align: right;">※平面図等に記載可</div>
③	仕上表	>各室の下地・仕上げ材の仕様（不燃・準不燃、認定番号） >各扉の仕様（不燃・準不燃、認定番号）および有効開口寸法（幅、高さ） <div style="text-align: right;">※平面図・展開図等に記載可</div>

※検証後、DWGまたはDXFデータを提出していただきます。

### 3. 提出先

相鉄アーバンクリエイツ 内装監理室  
 横浜市西区南幸1-5-1 相鉄ジョイナスB2F  
 電話：045-548-4874  
 FAX：045-548-4875  
 メール：suc\_naikan@yahoo.co.jp